

地域の観光資源を活用した地域経済循環の官民連携事業（設計監理業務）仕様書

1 業務名

地域の観光資源を活用した地域経済循環の官民連携事業（設計監理業務）

2 事業場所

西伯郡大山町 40-11 （「別紙 位置図」、「別紙 土地平面図」を参照のこと）

3 敷地面積

374.47 m²

3 事業開始日

事業者選定の日から開始する

4 業務目的

本業務は、大山寺エリアにある指定の場所に民間事業者提案型による観光客の誘致等を図る施設「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第238条第4項に規定する行政財産」を建設し事業を実施する。

そのため、本事業は業務遂行にあたって、自然公園法（昭和32年法律第161号）など、法令を遵守し本事業の趣旨に沿った施設を設計する設計会社（以下「設計企業」）という。）を公募型プロポーザルにより選定する。

なお、実効性のある設計とするためアウトドア企業などの各種観光関連事業者とグループによる提案が望ましい。

5 業務の対象

地域の観光資源を活用した地域経済循環の官民連携事業（設計監理業務）（以下、「本業務」という。）は以下のとおりである。

（1）本業務の内容

①鳥取県西伯郡大山町大山40-11に観光客の誘致等を図る施設を建設するにあたっての当該施設の設計監理業務。

②当該事業は自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条の規定に基づく国立公園に関する「公園事業」を想定。

③設計内容にあつては「地方自治法第（昭和二十二年法律第六十七号）238条第4項に規定する行政財産」に規定する行政財産を地域住民が利用できる機能を有すること。（例：トイレ、共有スペース等）

④設計業務金額の上限は30,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税含む）とする。

- ⑤施設建設予定費の上限は、270,000,000円（消費税込み）とする。
- ⑥提案内容は「地域の観光資源を活用した地域経済循環の官民連携事業（設計監理業務）審査会」（以下、「審査会」という。）が審査し、設計企業を選定する。
- ⑦工事監理は設計会社が行うこと。

6 スケジュール

- (1) 公募開始 令和5年9月15日（金）
- (2) 参加申込期限 令和5年9月29日（金）12時必着
- (3) 質問受付期間 令和5年9月15日～令和5年9月22日（金）12時必着
- (4) 企画提案書提出期限 令和5年10月20日（金）12時必着
- (5) プレゼンテーション参加通知 令和5年10月下旬ごろまでを予定
- (6) プレゼンテーション 令和5年11月上旬ごろまでを予定
- (7) 結果通知 令和5年11月上旬ごろまでを予定
- (8) 契約締結 令和5年11月中旬頃までを予定

※上記日程は、変更する場合があるので注意すること。

7 著作権

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引渡したときに全て大山町に帰属する。
- (2) 大山町は、受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができる。
- (3) 受託者は、成果物の用途上、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しない。
- (4) 受託者は、大山町に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に当たっては、大山町と十分に協議した上、作業を進め、適宜、進捗状況を報告しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務に係る著作権及び肖像権等の権利関係进行处理しなければならない。
- (3) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。
- (4) 本事業の遂行に必要な議決が得られない等、本事業の遂行が困難になった場合等は、本業務を変更または中止し打ち切り精算することがある。

9 守秘事項等

- (1) 受託者は、本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用し、これらを

蓄積するなど、他の目的に使用してはならない。

(2) 受託者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受託者は、本業務に従事する者（以下「従事者等」という。）に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。

(4) 委託者は、受託者が(1) から(3) までの規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(5) (1) から(4) までの規定は、委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

11 裁判管轄

本業務に係る訴訟の提起及び調停の申立てについては、鳥取県西伯郡大山町を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、大山町と選定事業者とが協議して決定する。